

新型コロナウイルス感染症5類感染症への移行

5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症となり、これまでの取組にも変更がありましたので、ご理解・ご協力をお願いします。

継続するもの

ワクチン接種	令和6年3月までは、これまでどおり自己負担はありません。 <接種時期・対象者> ※1・2回目接種済みの方 ①5～8月：高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者・介護従事者等 ②9～12月：5歳以上の全員 なお、1・2回目接種も引き続き実施しています。	【ワクチン】 
相談窓口	どこの医療機関を受診すればよいかわからない方や、体調が悪化された方の相談に対しては、専用電話で対応します。 ☎コロナ発熱・受診相談ダイヤル 097-573-3015 (24時間対応)	
外来医療機関	9月までに段階的に拡大していきます。 医療機関名は当分の間、県ホームページで公表していますので、発熱などの症状がある場合にご活用ください。	【医療機関】 
入院医療機関	9月までに段階的に拡大していきます。	
医療費	9月までは、下記の医療費が公費支援の対象となります。 ①コロナ治療薬 ②入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から最大2万円を減額 ※①②以外の医療費は、保険適用（自己負担）となります。	
高齢者施設等	集中的検査、医療機関との連携、感染発生時の備え、施設内療養体制等の支援は、これまでどおりです。	
ゲノム解析	変異株の発生動向の把握のため、引き続き、実施します。	

終了したもの

コロナ患者濃厚接触者	コロナ患者に対する入院勧告や、就業制限などの行動制限はありません。 なお、自宅療養期間の目安は、発症後5日間とされています。 また、濃厚接触者に対する自宅待機などの行動制限もありません。	
患者支援	県が行っていた食料支援、パルスオキシメータの貸与、検査キット配布、保健所からの連絡、健康観察、自己検査陽性者登録、患者搬送は終了しました。 また、宿泊療養施設、臨時の医療施設についても終了しました。	
事業者向け	「安心はおいしいプラス」認証制度、イベントの開催制限等は終了しました。	
無料検査場	終了しました。	
感染者の公表	インフルエンザと同様に、定点観測による週ごとの公表となりました。	

マスク着用・感染対策について

マスクの着用は個人の判断に委ねられていることから、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

ただし、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面ではマスクの着用を推奨します。そのため、医療機関や高齢者施設等によってはマスクの着用をお願いする場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、換気や手洗いについても、感染対策として有効ですので、引き続きお願いします。

【感染対策】



<着用が効果的な場面>

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時

【問】大分県福祉保健部感染症対策課 097-506-2776